

施策目標に関する中長期的な目標と成果指標(24年度実績評価用)

政策目標13 文化による心豊かな社会の実現

施策目標(テーマ)	達成目標	主な成果指標(アウトカム)／活動指標(アウトプット)
<p>3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進</p>	<p>1 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップや、海外の芸術家・芸術団体と我が国の芸術家・芸術団体が共同制作公演・意見交換等によるネットワーク構築などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。</p>	<p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>① 文化交流使が海外で行う任意のアンケート調査及び活動報告書から判断できる、日本文化の普及効果(23年度実績:ドイツを拠点に1年間の文化交流使活動を行ったA氏は12カ国で雅楽の演奏、演奏指導、共同制作等を実施し、延べ15,184人の参加を仰いだ。任意で実施したアンケート調査では、日本文化への好意的な回答が8割以上となった。／目標:24年度23年度実績を踏まえて設定)</p> <p>② 国際芸術交流支援事業申請数(件) (22年度実績:123件/目標:毎年度・115件) ※文化芸術の振興に関する基本的な方針(第三次基本方針)に合わせ、事業の整理・重点化を行ったため指標が減少している。</p> <p>③ 東アジア共生会議の来場者及びアンケート結果 (23年度実績:638人、公演は90%、フォーラムは80%以上の観客から「良かった」と回答/24年度:計700人の集客と80%以上の好意的な回答)</p> <p>④ 文化芸術の海外発信拠点形成事業の補助団体の招へい外国人芸術家が、帰国後活動成果を公表することによる、我が国の文化芸術の普及効果 (23年度実績:本事業では、外国人芸術家に帰国後1年以内の活動成果の公表を義務付け。23年度は、68名の外国人芸術家を招へいた。／目標:24年度:前年度並み)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>⑤ 文化交流使の指名数・派遣地域数(人・地域) (23年度実績:12人・3地域/目標:24年度・16人・3地域)</p> <p>⑥ 国際芸術交流支援事業支援数(件) (22年度実績:57件/目標:毎年度・60件程度) ※文化芸術の振興に関する基本的な方針(第三次基本方針)に合わせ、事業の整理・重点化を行ったため指標が減少している。</p> <p>⑦ 東アジア共生会議 海外からのパネリスト参加者 (23年度実績:9名/目標:24年度・8名)</p> <p>⑧ 文化芸術の海外発信拠点形成事業支援団体数(件) (23年度実績:27団体 / 目標:24年度 27団体)</p>
<p>文化庁長官官房国際課 (文化庁文化部芸術文化課、文化庁文化財部伝統文化課、同部美術学芸課、同部記念物課、同部参事官(建造物担当))</p> <p>芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の推進を図る。</p>	<p>2 海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に協力を推進する。</p>	<p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>① 現地参加者に対するアンケート調査(自国での文化遺産保存修復の推進に役だったと回答した割合)(23年度実績:- /目標24年度:満足度80%以上)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>② 海外の拠点となる機関の保存修復等の人材養成研修への参加者数 (23年度実績:123人 /目標24年度:130人以上)</p>

達成手段

達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)	23年度当初予算額 (千円)	23年度補正予算額 (千円)	24年度当初予算額 (千円)	達成手段の概要	行政事業レビューシート番号	関連する指標	担当課
国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応	24,155	-	22,987	我が国の文化振興と新しい文化の創造を目的として、諸外国の優れた芸術家、文化財専門家を招へいするとともに、文化交流に関する国際会議への参加及び開催等を実施する。	0407	1	国際課
芸術家・文化人等による文化発信推進事業－文化庁「文化交流使」の派遣等－	82,687	-	76,215	トップレベルの文化人等が海外において各文化交流使の創意に満ちた日本文化紹介活動を展開することにより、我が国の文化的イメージの向上と諸外国との国際文化交流の推進に努めるとともに、文化人や芸術家の間のネットワーク形成を強化する。	0408	1-①、⑤	国際課
国際文化交流・協力推進事業	350,170	-	269,267	諸外国との友好と相互理解を深めるため首脳間や政府間で設定される周年事業等により、国際的な要請もしくは文化政策上の意義に基づく国際文化交流・協力の重要案件にかかる必要な事業を実施し、もって国際文化交流の振興を図る。	0409	1	国際課
現代日本文学翻訳・普及事業	172,727	-	148,027	国際社会における諸外国との相互理解の促進、友好親善の増進に寄与するため、日本の現代文学を翻訳し、各国において出版する事業を実施する。	0410	1	芸術文化課
文化芸術の海外発信拠点形成事業等	512,032	-	224,865	東アジア諸国の文化人、芸術家、学識経験者、その他の文化に関係する者が一堂に会する会議を開催し、東アジア諸国の文化芸術関係者同士のネットワーク強化を図る。また、我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルへの重点的支援を通じた文化芸術の世界的拠点の育成や各地域で取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンスなど)への支援を通じた文化創造と国際的発信の拠点作りを推進し、我が国の文化芸術の水準向上を図るとともに海外への情報発信を強化する。	0431	1-④、⑧	国際課

芸術による国際交流活動への支援	1,120,262	-	865,582	海外の優れた芸術団体との共同制作公演や海外で開催される国際芸術祭等への参加を支援することにより、国際芸術交流を推進し、世界最高水準の芸術団体・芸術家の養成を図る。	0436	1-②、⑥	芸術文化課
文化財の国際協力の推進	393,669	-	403,361	文化遺産保護国際貢献事業(平成15年度開始)として、有形・無形の文化遺産の国際協力を推進するため、主に4つの事業を実施している。①文化遺産国際協力拠点交流事業(我が国がこれまで文化遺産の協力事業として関わった地域や文化遺産を通じた協力が日本にとって重要である地域において文化遺産の分野での継続的な人材養成のため、日本の専門家や若手研究者を現地に派遣し、保存修復事業を通じた現地の専門家や若手研究者の人材養成を行う。)②緊急的文化遺産国際貢献事業(各国からの要請等に応じ、日本の専門家等の現地調査研究及び保存修復事業のための派遣、海外の専門家、行政官等の保存修復研修のための招へい及びそれらの記録作成等を行う。)③無形文化遺産保護パートナーシッププログラム(平成18年4月に発効した無形文化遺産保護条約において締約国に求められている無形文化遺産保護の国際協力を実施するため、無形文化遺産保護に係るネットワーク構築、海外の専門家や行政官等の招へい研修事業等を行う。)④文化遺産国際協力コンソーシアム事業(官民が適切な役割分担の下、連携を強化し、効果的・効率的な文化遺産国際協力を推進するため、関係機関間のネットワーク構築、情報の収集・提供、文化遺産国際協力に関する調査研究等を実施する「文化遺産国際協力コンソーシアム」の運営を行う。)そのほかアジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業、戦略的二国間文化遺産国際交流推進事業、文化財海外交流展事業、アジア諸国文化財保存修復等協力事業などを実施している。	0437	2-①～②	文化財部
東アジア文化交流推進プロジェクト	-	-	106,484	今後の世界の成長の源泉であるとともに多くの課題を抱えている東アジア地域で、文化交流・人的交流を一層発展させ、将来に向かっての同地域の連帯感と文化的な共生と創造に資する。	24年度 新規要求 事業0058	1-③、⑥	国際課

〈修正のポイント〉
 当初の目標・指標シートにおいては、アウトカムとアウトプットの指標が逆になっていたため、それを修正するとともに、それぞれの指標について、指標の内容がよりわかりやすいように記載を若干修正した。